

(注) 避難行動要支援者避難支援について

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」《平成 26 年 10 月改訂》において、避難行動要支援者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項をとりまとめています。

避難行動要支援者とは、災害時で自ら避難することが困難な方で、以下のような方が該当します。

- ・介護保険の要介護度認定で、要介護度 3 以上
- ・要介護度 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
- ・重度障がい（身体障がい 1 級・2 級、知的障がい A、精神障がい 1 級）
- ・視覚障がい・聴覚障がい 3 級・4 級
- ・音声・言語機能障がい 3 級
- ・肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3 級
- ・人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

西淀川区では、災害に強い地域づくりのために、地域の方々や福祉専門職等の方々と連携して、個別避難計画の作成を進めています。

個別避難計画は、避難行動要支援者ごとに、災害時の避難場所（避難所）、避難時に配慮が必要な事項、避難支援者を記載しています。避難支援は地域等の支え合いにより行われるものであり、個別避難計画が作成されても避難支援者による災害時の避難支援を必ずしも保証するものではありません。